

## 春日井市市民コーナー市民ギャラリー管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市民コーナー設置要綱(昭和63年4月30日施行)に基づき春日井市市民コーナー市民ギャラリー(以下「市民ギャラリー」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開場時間等)

第2条 市民ギャラリーの開場時間は、春日井市市民コーナーの開設時間とする。

2 市民ギャラリーの利用期間は、搬入及び搬出を含めて15日以内とする。ただし、市長が適当と認める場合はこの限りではない。

(利用者の条件)

第3条 市民ギャラリーを利用することができる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りではない。

- (1) 利用者が個人のと看、本市に住所を有し、勤務し、又は通学していること。
- (2) 利用者が団体のと看、本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者が構成員の3分の2以上を占めていること。

(利用の許可)

第4条 市民ギャラリーを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可申請書(第1号様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、市民ギャラリーの利用を許可したときは、市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、市民ギャラリーの管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその利用を許

可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 作品販売等の営利活動を目的とするとき。
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするとき。
- (4) 市民ギャラリーの設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(利用許可の変更)

第6条 市民ギャラリーの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可された事項を変更しようとするときは、利用日の 5 日前までに市民コーナー市民ギャラリー展示利用変更許可申請書(第 3 号様式)に当該許可に係る許可書(この条の規定により利用の変更の許可を受けた場合にあつては、許可書及び市民コーナー市民ギャラリー展示利用変更許可書)を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、市民ギャラリーの利用の変更を許可したときは、市民コーナー市民ギャラリー展示利用変更許可書(第 4 号様式。以下「変更許可書」という。)を前項の規定による申請者に交付するものとする。

(利用の許可の取消し)

第7条 利用者が、市民ギャラリーの利用の取消しをしようとするときは、市民コーナー市民ギャラリー展示利用取消承認申請書(第 5 号様式)に当該利用に係る許可書(前条の規定により利用の変更の許可を受けた場合にあつては、許可書及び変更許可書)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、市民ギャラリーの利用の取消しを承認したときは、市民コーナー市民ギャラリー展示利用取消承認書(第 6 号様式)を前項の規定による申請者に交付するものとする。

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の取消し又は利用の停止を命じ、若しくは利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が、市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
- (3) 許可に付けた条件に違反する等市民ギャラリーの利用に当たって適正でない行為が行われたとき又は行われるおそれがあるとき。
- (4) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に生じた損害については、市長はその責を負わないものとする。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、市民ギャラリー及びこれに附属する設備等を利用中に損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 展示品等の搬入、展示及び搬出は、市長が指定した日時に利用者が行うものとする。

3 利用者は、展示に必要な備品について、あらかじめ市長と協議するものとする。

(管理等)

第10条 市民ギャラリーにおいて利用者の展示物が破損した場合において、市長はその責を負わないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 アスティ高蔵寺市民コーナー市民ギャラリー管理要綱(平成 13 年 3 月 1 日施行)は廃止する。

第1号様式(第4条関係)

市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可申請書

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者 印

住 所

連絡先

次のとおり市民コーナー市民ギャラリーを利用したいので許可してください。

展示名		
展示の内容		
利用期間	番 号	
	搬入日時	年 月 日( ) 時 分から
	展示期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
	搬出日時	年 月 日( ) 時 分から
備 考		

第2号様式(第4条関係)

<p>市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>春日井市長 印</p>	
<p>次のとおり市民コーナー市民ギャラリーの利用を許可します。</p>	
<p>展 示 名</p>	
<p>展示の内容</p>	
<p>利用 期 間</p>	<p>番 号</p>
	<p>搬入日時 年 月 日( ) 時 分から</p>
	<p>展示期間 年 月 日( ) ~ 年 月 日( )</p>
	<p>搬出日時 年 月 日( ) 時 分から</p>
<p>注意事項等</p>	

第3号様式(第6条関係)

市民コーナー市民ギャラリー展示利用変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者 印

住 所

連絡先

市民コーナー市民ギャラリーの利用について、次のとおり変更したいので許可してください。

変更を受けようとする利用に係る許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更理由		
変更区分	1 日時 2 その他 ( )	
変更内容	変更前	変更後
添付書類	市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可書・変更許可書	
備考		

第 4 号様式(第 6 条関係)

<p>市民コーナー市民ギャラリー展示利用変更許可書</p>		
		<p>第 号 年 月 日</p>
<p>様</p>		
<p>春日井市長</p>		<p>印</p>
<p>市民コーナー市民ギャラリーの利用について、次のとおり変更を許可します。</p>		
<p>変更を受けようとする 利用に係る許可 年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>	
<p>変更区分</p>	<p>1 日時 2 その他( )</p>	
<p>変更内容</p>	<p>変更前</p>	<p>変更後</p>
	<p> </p>	<p> </p>
<p>備考</p>	<p> </p>	

第 5 号様式(第 7 条関係)

市民コーナー市民ギャラリー展示利用取消承認申請書

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者 印

住 所

連絡先

市民コーナー市民ギャラリーの利用について、次のとおり取り消したいので許可してください。

取り消そうとする利 用に係る許可年月 日及び番号	年 月 日 第 号
取消理由	
添付書類	市民コーナー市民ギャラリー展示利用許可書・変更許可書
備考	



第 6 号様式(第 7 条関係)

<p>市民コーナー市民ギャラリー展示利用取消承認書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>春日井市長 印</p>	
<p>市民コーナー市民ギャラリーの利用について、次のとおり取消を承認します。</p>	
<p>取り消そうとする利 用に係る許可年月 日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>取消理由</p>	
<p>備考</p>	